

**改正**

令和2年3月4日告示第15号

令和4年4月20日告示第26号

佐久穂町商工業雇用促進助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、町内の中小企業における雇用を促進するため、佐久穂町商工業雇用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号及び第5項に規定するものをいう。
- (2) 対象労働者 次に掲げる事項の全てに該当する者をいう。
  - ア 雇用期間の定めがない雇用契約を事業主と締結し、一週間の所定労働時間が30時間以上の者で、当該雇用契約により雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の被保険者の資格を取得しているもの
  - イ 雇用日の年齢が60歳未満である者
  - ウ 雇用契約を締結した事業主又はその関連会社に当該雇用契約日以前3年以内に雇用されていない者
  - エ 事業主の3親等以内の親族でない者
  - オ 令和7年3月31日までに雇用された者
  - カ 佐久穂町商工業雇用促進助成金の交付対象労働者となっていない者
- (3) 事業主 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を除く。）を行い、その登録を公共職業安定所で行っている者

(交付対象者)

**第3条** 助成金の交付を受けることができる者は、町内に事務所、事業所又は営業所を有する中小企業で、次の各号の全てに該当する事業主とする。

- (1) 対象労働者を1年を超えて雇用した者
- (2) 対象労働者の雇用日前6月以内に事業主の都合による解雇をしていない者
- (3) 雇用日以前3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令に違反したことがない者
- (4) 町税の滞納がない者

(助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、雇用日以降1年を超えて佐久穂町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）における住民登録をしている対象労働者1人につき30万円とし、その他の対象労働者については1人につき10万円とする。

(助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業主は、対象労働者の雇用日から起算して1年を経過した日から3箇月以内に、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付申請兼実績報告書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

**第6条** 町長は、前条による交付申請兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）を交付して通知する。

(助成金の請求)

**第7条** 交付対象者は、前条による助成金交付決定兼確定通知書を受理したときは、速やかに佐久穂町商工業雇用促進助成金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(確定の取消し)

**第8条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由があったことを認めるときは、助成金の交付の確定を取り消し、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付確定取消通知書（様式第4号）を交付して事業主に通知するものとする。

- (1) 事業主が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付後、助成金の交付要件を満たしていない事由が発生したとき。
- (3) 交付後6月以内に、常用雇用者を事業主の都合による解雇をしたとき。
- (4) その他町長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

**第9条** 町長は、助成金の交付を取り消した場合、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年3月31日までに第6条の規定による額の確定をした助成金については、同日後もなおその効力を有する。

# 様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

## 佐久穂町商工業雇用促進助成金交付申請兼実績報告書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請者）  
住所又は所在地  
申請者（事業所）名  
代表者名

佐久穂町商工業雇用促進助成金の交付にあたり関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、助成金の交付要件に関わる調査を行うことを承諾します。

また、対象労働者に関する書類の提出にあたり、個人情報を開示する承諾を本人から得ていることを報告します。

1 助成金申請額	円（2の人数×町内30万円、町外10万円）	
2 新規常用雇用者数	町内在住者 人	町外在住者 人
3 添付書類	(1) 雇用報告書（町長が別に指定するもの） (2) 対象労働者の住民票 (3) 雇用契約内容の分かるもの （期間の定めがない雇用契約を締結していることが確認できるもの） (4) 対象労働者の雇用保険、健康保険及び厚生年金の加入確認ができるものの写し（資格取得日が確認できるもの） (5) 佐久公共職業安定所が発行する雇用保険被保険者台帳 (6) 対象労働者の出勤簿及び賃金台帳の写し （雇用日から1年を経過した日までの期間の状況が確認できるもの） (7) 誓約書 (8) 個人情報照会についての同意書（対象労働者） (9) 事業所の町税納税証明書 (10) その他町長が別に指定するもの	
4 助成金交付申請事務担当者	氏 名	
	部署及び連絡先	部署 TEL — —

添付書類(1)

雇 用 報 告 書 (申請用)

※対象労働者1人につき1枚記入してください。

対 象 事 業 所	① 事業所名 代表者名		② 業 種		
	③ 住 所		④雇用保険適用事業所番号		
	事業所の 雇用状況	⑤ 対象労働者雇用日以前6か月間の事業主解雇の有無		無 ・ 有	
		⑥ 対象労働者雇用後の雇用保険一般被保険者数		人	
⑦ 対象労働者雇用6か月前の雇用保険一般被保険者数		人			
⑧ 対象労働者雇用以前6か月間の雇用保険一般被保険者事業主都合解雇の有無		無 ・ 有			
労働関係法令 の遵守状況	⑨ 対象労働者雇用日3年以内の労働関係法令の違反の有無		無 ・ 有		
対 象 労 働 者	⑩ 氏 名		⑫ 生年 月日	年 月 日 (雇用時年齢 満 歳)	
	⑪ 住 所				
	⑬ 雇用開始日	年 月 日 (雇用保険資格取得日)			
	⑭ 職種・部署 (仕事内容)				
	⑮ 賃 金	基本給(月) 円			
	⑯ 就業時間	時 分～ 時 分まで 週休 日 1週間の所定労働時間 時間			
	⑰ 直近の職歴	年 月～ 年 月			
		年 月～ 年 月			
年 月～ 年 月					
その他	⑱ 事業主の三親等以内の親族関係の有無		無 ・ 有		
	⑲ 3年以内の対象事業所及び関連会社への勤務の有無		無 ・ 有		
備 考					

添付書類(7)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

(申請者)

住所又は所在地

申請者(事業所)名

代表者名



私は、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付要綱第8条に該当する事由があった場合、交付された助成金について返還することとし、佐久穂町が指定する口座に期日までに振り込むことを誓約します。

添付書類(8)

個人情報照会についての同意書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

(提出者)

住 所

氏 名



私は、佐久穂町商工業雇用促進助成金交付要綱第2条及び第4条に規定する年齢、住所等の個人情報に関して、佐久穂町が保有する住民基本台帳他で確認すること及び他市町村へ照会することについて、同意します。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

佐久穂町商工業雇用促進助成金交付（不交付）決定兼確定通知書

（申請者） 様

佐久穂町長



年 月 日付で申請がありました佐久穂町商工業雇用促進助成金の交付（不交付）については、次のとおり決定し、額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 確定内容	(1) 交 付      (2) 不交付
2 交付確定額 (交付の場合のみ記載)	円 (町内在住者 名、町外在住者 名)
3 確定の理由 (不交付の場合のみ記載)	

様式第3号 (第7条関係)  
様式第3号 (第7条関係)

佐久穂町商工業雇用促進助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)佐久穂町長

請求者  
住所  
事業所名  
代表者氏名 印  
電話番号

年 月 日付 第 号で確定通知のあった佐久穂町商工業  
雇用促進助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求額	金 _____ 円 (30万円× 人 10万円× 人)
----------	--------------------------------

2 振込先金融機関	金融機関名	
	支店名	支店
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	( )



様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

佐久穂町商工業雇用促進助成金交付確定取消通知書

（申請者） 様

佐久穂町長



年 月 日付 第 号で決定しました佐久穂町商工業雇用促進助成金  
について、下記の理由により交付確定を取り消しましたので通知します。

なお、すでに交付してあります助成金については、年 月 日までに返還して  
ください。

記

1 取消理由	
2 交付確定取消額	円